表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項 に基づく所有者等の探索の対象となる地域について(令和4年度)

,	登	記	j	所	名		所有者等の探索の対象となる地域
静	岡	地	方	法	務	局	静岡県静岡市葵区相淵
静	岡	地	方	法	務	局	静岡県静岡市葵区岩崎
静	岡	地	方	法	務	局	静岡県静岡市葵区奥池ヶ谷
静	岡	地	方	法	務	局	静岡県静岡市葵区柿島
静	岡	地	方	法	務	局	静岡県静岡市葵区腰越
静	岡	地	方	法	務	局	静岡県静岡市葵区長熊
静	岡	地	方	法	務	局	静岡県静岡市葵区平野
静	岡	地	方	法	務	局	静岡県静岡市葵区横沢
静	岡	地	方	法	務	局	静岡県静岡市葵区横山
静	岡	地	方	法	務	局	静岡県静岡市葵区蕨野
沼		津		支		局	静岡県駿東郡小山町菅沼